

第5章 高齢者虐待の報告と公表

1 市町村から県への報告

高齢者虐待防止法では、通報等を受け、事実確認等の結果、虐待と認定した高齢者虐待のうち、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事例を県へ報告することとなっています。(法第22条)

なお、養介護施設・養介護事業所が調査に協力しない場合など県と市町村が共同で調査を行うべきと判断される事例、悪質なケースなど県による迅速な権限発動が求められる事例は、定期的な報告を待たずに報告することとなります。

[県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）]

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 虐待の事実が認められた養介護施設・養介護事業所の情報
(名称, 所在地, サービス種別)② 虐待を受けた高齢者の状況 (性別, 年齢階級, 要介護度その他の心身の状況)③ 確認できた虐待の状況 (虐待の種別, 内容, 発生要因)④ 虐待を行った養介護施設等従事者の氏名, 生年月日, 職種⑤ 市町村が行った対応⑥ 虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容 |
|---|

【報告様式は55ページ】

2 県による虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法では、県は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、とった措置、その他厚生労働省令に定める事項を公表することとされています。(法第25条)

なお、この公表制度は、高齢者虐待を行った養介護施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではなく、高齢者虐待の防止に向けた取組に着実に反映していくことを目的としています。

ただし、介護保険の場合は、介護保険法の関係法令等に基づき、事実確認及び指導、監査や行政処分が行使されるとともに、指定の取り消しが行われた場合には、その旨が公示されます。

[県が公表すべき事項（厚生労働省令で規定）]

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 虐待の状況<ul style="list-style-type: none">・被虐待者の状況 (性別, 年齢階級, 要介護度その他の心身の状況)・虐待の類型② 虐待に対してとった措置③ 確認できた虐待の状況 (虐待の種別, 内容, 発生要因)④ 虐待を行った施設等のサービス種別⑤ 虐待を行った従事者等の職種 |
|--|

第6章 身体拘束に対する考え方

平成12年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設などにおいて、高齢者をベットや車いすに縛りつけるなど身体を自由を奪う身体拘束については、介護保険施設の運営基準において、サービスの提供に当たって、入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています。

身体拘束は、医療や介護の現場では援助技術のひとつとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えると同時に、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあります。

また、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。高齢者が、他者からの不適切な扱いにより権利を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれることは許されるものではなく、身体拘束は原則としてすべて高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

ただし、高齢者本人や他の利用者の生命又は身体が危険にさらされる場合など、「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議編)において「緊急やむを得ない場合」とされているものについては、例外的に高齢者虐待にも該当しないと考えられます。

■ 緊急やむを得ない場合の3つの要件「例外3原則」

切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
非代替性	身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
一時性	身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

■ 身体拘束の手続き上の手順について 「例外3原則」すべての要件を満たすことが必要

- ① 例外3原則の確認等の手続きを「身体拘束廃止委員会」等のチームで行い、記録する
- ② 本人や家族に、目的・理由・時間(帯)・期間等をできる限り詳しく説明し、十分な理解を得る
- ③ 状況をよく観察・検討し、要件に該当しなくなった場合はすみやかに身体拘束を解除する

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行)

■ 身体拘束に関する記録が義務づけられています

身体拘束の態様・時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することが必要です。

適宜、再検討を行い必要性を判断し、逐次その記録を加えるとともに、それについての情報を開示し、ケアスタッフ間、施設・事業所全体、家族等関係者の間で、直近の情報を共有します。

身体拘束については、運営基準に則って運用することが基本となります。

〔身体拘束の具体例〕

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等チューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：「身体拘束ゼロへの手引き」より抜粋（平成13年3月：厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」発行）

「身体拘束ゼロへの手引き」については、下記ホームページからダウンロードできます。
独立行政法人福祉医療機構 WAM-NET

トップ > 行政情報 > 過去の行政情報 > 介護保険
> 告示政省令・課長会議資料など > 身体拘束ゼロ作戦

身体拘束ゼロへの 手引き

●高齢者ケアに関わるすべての人に●



(表紙写真)